

小規模事業者でも利用できる主な補助金一覧

	小規模事業者持続化補助金（一般型）	小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）	第三次補正事業再構築補助金		ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)
			通常枠	緊急事態宣言特別枠	
目的	持続的な経営に向けた ・地道な販路開拓等の取組 ・業務効率化の取組 に要する経費の一部を支援するため	コロナ禍後を踏まえた ・感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続の両立 ・新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等 に関する取組を支援するため	コロナに対する経済社会の変化に対応するための ・新分野展開、業態/業種転換、事業再編 ・上記の取組を通じた規模の拡大、思い切った事業再構築 に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため		中小企業・小規模事業者が今後直面する制度変更(働き方改革、賃上げ、インボイス導入等)に対応するためを行う ・革新的な製品/サービス開発 ・生産プロセス/サービス提供方法の改善 に必要な設備・システム投資等を支援するため
申込方法	郵送（締切日当日消印有効） 提出先：日本商工会議所 又は電子申請	電子申請のみ	電子申請のみ		電子申請のみ
申し込み期日	申請開始：2021.3.13（金）	申請開始：2021.4.16(金)	第5回: 2022.1.20(木)～2022.3.24(木)		第10回：2022.3.15(火)～2022.5.11(火)
	第5回〆：2021.6.4（金）	第1回〆：2021.5.12（水）			
	第6回〆：2021.10.1（金）	第2回〆：2021.7.7（水）			
	第7回〆：2022.2.4（金）	第3回〆：2021.9.8（水）			
	第8回以降は今後 決定次第記載予定	第4回〆：2021.11.10（水）			
第5回〆：2022.1.12（水）					
第6回〆：2022.3.9（水）					
補助率	2 / 3 *事業着手は補助金交付決定日以降	3 / 4 *事業着手は補助金交付決定日以降 （但し2021.1.8まで遡及可）	中小企業者等：2 / 3	中小企業者等：3 / 4	[通常枠]1/2 ※小規模事業者は2/3 [低感染リスク型ビジネス枠特別枠]2/3 *事業着手は補助金交付決定日以降
			*事業着手は補助金交付決定日以降 （但し2021.2.15まで遡及可）		
補助金額	上限額50万	上限額100万	中小企業者等 100万～8000万 *従業員数に応じて変動	中小企業者等 従業員数 5人以下 100万～500万 従業員数 6～20人 100万～1,000万 従業員数 21人以上 100万～1,500万	100万～1,000万
	特定創業支援を受けた者：上限額100万				
	法人設立/税務署記載の開業日が2020.1.1以降の者 :上限額100万				
	共同事業者：上限額50万～1000万				
対象者	小規模事業者 *但し公募要領にある8つの要件を全て満たし、 受付締切10ヶ月以内 に持続化補助金の採択を受けていない者	小規模事業者 *但し公募要領7つの要件を全て満たし、 受付締切10ヶ月以内の一般型もしくはR2年コロナ型 の持続化補助金の採択を受けていない者	国内に本社を有する 中小企業者等及び中堅企業等 *但し2020年4月以降の連続する6ヶ月のうちの 任意3ヶ月の合計売上高が、 コロナ以前（2019 or 2020.1～3月）の同3ヶ月の合計と比較して 10%以上 減少している。また2020年10月以降の連続する6ヶ月のうちの任意3ヶ月の合計売上高が、 コロナ以前(2019 or 2020.1～3月)の同3ヶ月の合計と比較して 5%以上 減少していること。		日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者 及び特定非営利活動法人
実施期間	第5回：交付決定日～2022.3.31（木）	第1回：交付決定日～2022.2.28（月）	交付決定日～12ヶ月以内		交付決定日から10ヶ月以内 （採択発表日から12ヶ月後の日まで）
		第2回：交付決定日～2022.4.30（土）			
	第6回：交付決定日～2022.7.31（日）	第3回：交付決定日～2022.6.30（木）			
		第4回：交付決定日～2022.8.31（水）			
	第7回：交付決定日～2022.11.30（水）	第5回：交付決定日～2022.10.31（月）			
	第6回：交付決定日～2022.12.31（土）				